#### CPMI・IOSCO 市中協議報告書「固有商品識別子の調和」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、BIS決済・市場インフラ委員会 (CPMI) と証券監督者国際機構 (IOSCO) が昨年12月17日に公表した市中協議報告書「固有商品識別子 (UPI) の調和」に 対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、本件検討に当たり、我々の以下のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

#### 【総論】

店頭デリバティブ取引に係る取引情報報告については、各法域において各々の定義・フォーマットで行われているなか、CPMI・IOSCO を中心とした Harmonisation に向けた取組みについて歓迎するとともに敬意を表したい。

本市中協議報告書では、UPI に係る技術的見地からの提案・質問が数多くなされているが、2015年3月にバーゼルで開催された Workshop of CMPI-IOSCO WG Harmonisation of key OTC derivatives data elements においても出席者が指摘しているように、技術的な見地だけではなく、

- ① 報告者である民間金融機関の実務上の負荷や対応に係るコスト(含む取引情報蓄積機 関におけるコストの転稼)
- ② Harmonisation によって得られる当局のリスク管理上の効果と民間を含めて発生する コストとの費用対効果
- ③ 上記①・②も踏まえ、報告者に過度な負担を強いない対応事項の絞り込みとスケジュール設定

についても、十分に検討しながら進めるべきである。

また、IRS・CDSでは大宗が清算集中取引となり、それ以外のデリバティブ取引も証拠金規制が導入されることから、カウンターパーティーリスクや価格変動リスクは相応の水準で管理され、また各法域における金融規制強化の結果、金融システムのリスクは大幅に低下している。その結果として取引情報蓄積機関(TR)の Data Aggregation に求められる水準も変化しているため、かかる現状を踏まえた費用対効果を念頭に置き、より簡潔で現実的な制度設計をお願いしたい。

我々は、報告者である民間金融機関の立場から、実務上の観点を踏まえ、後述のとおりコメントを提出するが、CPMI と IOSCO におかれては、上記の観点からも、現実的な目線

で各当局が必要な取引情報の Aggregation に絞ったうえ、必要最小限の対応を行う方向で議論していただきたい。

### 【各論】

市中協議報告書において提示された Question  $1\sim16$  のうち、Question 4, 7, 9, 12 に対して、以下のとおりコメントするのでご検討いただきたい。

# 1. Question 4:

Do you agree with this approach to the UPI's treatment of package trades? If not, please explain and suggest alternatives.

(コメント)

Package に係る Data Element 追加に当たっては、十分なリードタイムを確保願いたい。 (理由)

Package Trade を Leg 単位で報告することを許容するかわりに Link ID の報告義務を課す というアプローチは妥当だが、適用に当たってはシステム開発・オペレーション変更に 要する期間を十分に勘案することが望ましい。

#### 2. Question 7:

Could some of these principles and high-level specifications pose implementation challenges? Which ones and why?

(コメント)

UPI に係る新ルール構築に当たっては、現行 ISDA Taxonomy 等の既存のスタンダードを最大限尊重願いたい。

(理由)

UPI については、ISDA Taxonomy が既に広く一般的に普及している。既存の UPI 体系を最大限尊重することがコスト面、効率性の観点から望ましい。

# 3. Question 9:

As discussed in Section 3.5, should a classification system allow one or more of its data elements to take the value "Other" in order to incorporate new and/or highly bespoke products that do not yet have a more precise definition within the classification system? Why or why not? If not, how would the bespoke/non-standard products be treated within the classification system? What should be the criteria and processes for moving one or more data elements from "Other" to a more specific bucket? Should the volume of transactions that can be reported using these "Other" values be capped in order to maintain the precision of the classification system? If so, what would an appropriate cap be?

(コメント)

"Other"分類の設定に賛成する。

(理由)

"Other"に分類されるような Exotic 商品の UPI 定義を詳細化することは、取引ボリュームや対応コストを勘案した場合にメリットが十分でないケースも想定される。

UPI 定義の細分化に当たっては費用対効果分析を十分に行い、コストに見合う効果が見込まれない場合には引き続き"Other"を許容することが望ましい。

# 4. **Question 12:**

What are the pros and cons that you see in each considered level of granularity (one with an identifier for the underlier, one without an identifier for the underlier)?

(コメント)

原資産(Underlier)の識別子(Identifier)は対象とすべきでない。 (理由)

Underlier により、カウンターパーティーのエクスポージャーは変動するが、当報告書でも言及されているとおり原資産の識別子の共通化という体制整備も必要となってくること、また、他の項目でエクスポージャーは概ね把握できることから、全体的な費用対効果の観点で不要と考えられる。

以上